

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	砂防課	整理番号	9-7-6
処分の種類	許可の取消、原状回復命令等				
根拠法令等・条項	砂防法第29条				
処分の概要	許可に係る行為について、治水上砂防のため必要であると認める時は、許可の取消し、効力停止、又は条件変更等によってその行為について禁止制限するとともに、設備の変更、原状回復、又は必要な予防設備の工事を命ずる。				
処分基準	本条に基づく処分は、許可に係る行為について、砂防工事の必要が生じた時、土砂の流出の恐れが生じた時、その他の治水上砂防に著しい支障を生ずることとなった時等、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法については、治水上砂防の観点から真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められる処分方法を選択する。				
基準の制定根拠					